

「ギャラリー エコム（展示コーナー）」のご利用案内

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
京都市東部文化会館

1 「ギャラリー エコム（展示コーナー）」について

展示コーナーは、開館以来、山科の伝統産業品を展示する場として活用してまいりましたが、リニューアルをして、平成28年4月からは、東部文化会館を利用して創作活動をされている方をはじめ、山科・醍醐地域にお住まいの皆様等の作品を展示する場として新たに活用していくこととし、同年7月から利用していただいております。

2 利用を認める作品

「ギャラリー エコム（展示コーナー）」に展示できるのは、次のいずれかにあてはまる作品です。

- (1) 会館を利用して創作文化活動をされている個人又は団体の作品
- (2) 山科・醍醐地域に在住されている個人又は主たる事務所を置く団体の作品
- (3) 山科・醍醐地域に関する作品
- (4) 山科・醍醐地域にゆかりのある個人又は団体の作品
- (5) その他、館長が適当と認める個人又は団体の作品

3 利用期間

利用期間は、原則として月単位で、1日から末日まで（1日が休館日の場合は翌日以降の最初の開館日から、末日が休館日の場合はその直前の開館日まで）とします。

休館日は、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に定める休日の場合は、その後最初に到来する休日でない日）並びに12月28日から翌年1月4日までです。ただし、臨時に開館し、又は休館することがあります。

4 利用料

無料です。

5 申込方法

「ギャラリー エコム（展示コーナー）」の利用を希望される場合は、別紙の「利用申込書兼通知書」に利用を希望する期間等を記入のうえ、展示する内容が分かる写真や図面等を添えて、東部文化会館の窓口に提出してください。提出していただいた写真や図面等については、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 申込期間

利用申込みは、希望される月の6箇月前の1日（休館日の場合は、翌日以降の最初の開館日。以下、この日を「受付初日」といいます。）から受付を開始します。受付初日に申込みが複数あったときは、抽選により決定します。受付初日の受付後、空いている場合は、先着順で受け付けます。

なお、休館日（臨時開館日を含む。）は受付をいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 申込時間

午前9時から午後5時までです。ただし、受付初日については、午後4時30分までとします。

8 利用できる施設

別図（展示スペース寸法図）のとおりです。

9 利用（展示）の承認ができない場合

展示しようとする物が、次のいずれかにあてはまると館長が判断したときは、利用（展示）を承認することができません。

- (1) 商業広告を目的とするもの
- (2) 著作権に抵触するもの
- (3) 宗教の布教宣伝を目的とするもの
- (4) 特定個人及び団体の政治的活動又は選挙運動を目的とするもの
- (5) その他、公序良俗に反する等展示にふさわしくないと認めるもの

10 利用の承認

抽選又は先着順により利用していただくことが決定したときは、会館担当者より利用が承認された旨を連絡させていただきます。あわせて「利用申込書兼通知書」の交付をいたしますので、会館事務室にてお受け取りください。

なお、利用の承認後は、利用期間の変更はできませんので、あらかじめご了承ください。また、展示物の搬入後に、利用の承認ができない場合が生じたときは、その旨をお知らせいたします。

11 利用の取り消し

利用申込書の内容と搬入された展示物が大きく異なっているなど内容に虚偽がある場合、利用に際して正当な理由なく館長の指示に従わない場合は、利用の承認を取り消すことがあります。

12 利用の手順

展示物の搬入及び搬出は、あらかじめ会館と日時の調整をしてください。

展示物の搬入及び搬出作業は、ご自身で、開館時間内に行ってください。

13 利用上の注意

- (1) 展示物の搬出入に当たっては、周囲の状況に十分注意して行ってください。
- (2) 展示物の搬出入の後には、会館担当者の確認を受けてください。
- (3) 利用を終了するときは、原状に回復して明け渡してください。
- (4) 当該施設の設備等を毀損又は滅失したとき、又は利用に当たって著しく汚損したときは、損害を賠償していただきます。
- (5) 展示物に損害が発生した場合、会館は損害賠償等の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。